

第2期

# 吉岡町地域福祉計画

## 吉岡町地域福祉活動計画

概要版



令和3年3月

吉岡町  
吉岡町社会福祉協議会

# 1

# 地域福祉について

## 1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは



### ①地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づく、地域福祉を推進するための指針となる計画で、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を定めるものです。

また、社会福祉法第106条の3第1項において、①住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備すること、②住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備すること、③多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築することが定められています。

### ②地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社協」が中心となって策定する計画です。

一般的には、町民、団体、事業者などが相互に協力して、町民の立場から地域福祉の推進を計画的、効果的に行うための具体的な行動と関係機関の役割分担などを定めた行動計画となります。

### ③4つの助(自助・互助・共助・公助)

「地域福祉」を推進するためには、町民、自治会、ボランティア、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、社協、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくることが必要となります。

そのため、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせた視点が重要となります。



## 2. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進を住民とともに目指す組織です。個人や地域が抱える様々な生活課題の解決を住民とともに考え、支援し、地域共生社会の実現を目指します。地域に住む様々な人たちや活動している団体とつながり、生活課題が解決できるように「プラットフォーム」の役割を意識し、活動を行っていきます。

## 3. 計画の位置づけ・計画期間

### ①計画の位置づけ

吉岡町総合計画を最上位計画とし、高齢者、障害者、児童、健康づくり等に関する施策を横断的に展開し、これらの上位計画として、分野間の調和を図り、連携しながら取り組むことにより「地域共生社会」の実現を目指す計画です。

### ②計画期間

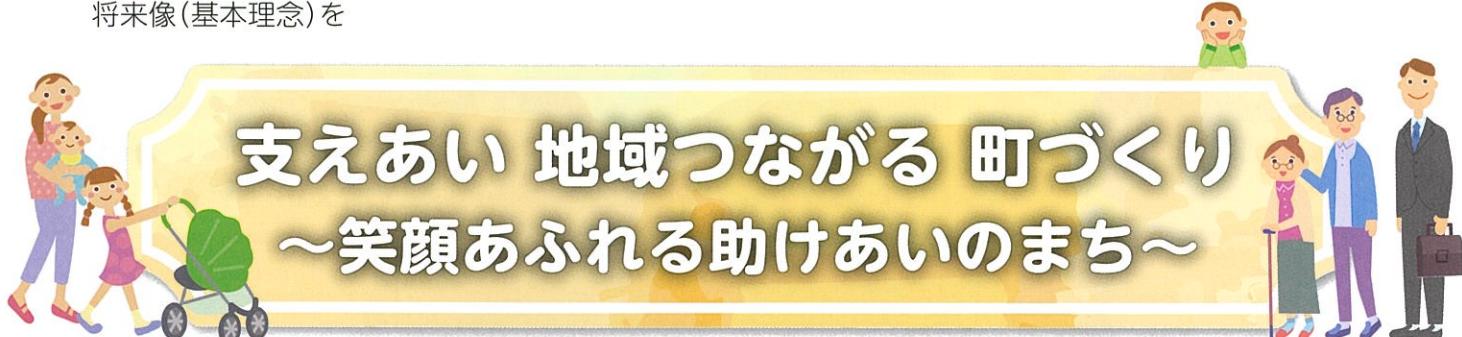
令和3年度から令和7年度までの5年間とします。





## 1. 将来像(基本理念)・基本目標

将来像(基本理念)を



と定め、「4つの基本目標」のもと、「16の具体施策」に取り組み、計画の推進を図ります。

### 基本目標1

#### 地域や福祉への関心を高める

町民一人ひとりが地域でお互いに支えあう意識を高めることができるように、地域や福祉に関する情報をわかりやすく提供するとともに、教育や啓発を行います。

- 施策1 ▶ 地域や福祉に関する情報発信の強化
- 施策2 ▶ 地域福祉活動の担い手の発掘・育成
- 施策3 ▶ 地域福祉活動団体とのつながりの強化

### 基本目標2

#### いきいきと暮らせる地域をつくる

地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、町民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

- 施策4 ▶ 地域における健康づくり・介護予防活動の推進
- 施策5 ▶ 社会参加・生きがいづくりの促進
- 施策6 ▶ サロン活動等による交流促進
- 施策7 ▶ ボランティア活動の推進



### 基本目標3

#### 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

近年多発している大規模地震や豪雨などの自然災害に備えることを含め、日頃から人と人が支えあい・助けあうことができる地域づくりを進めます。

- 施策8 ▶ 日頃の見守り活動の推進
- 施策9 ▶ 災害時における地域の支援体制の強化
- 施策10 ▶ 感染症対策等に対応した地域福祉活動の推進
- 施策11 ▶ 安全で暮らしやすい生活環境の充実



### 基本目標4

#### 切れ目のない支援体制をつくる

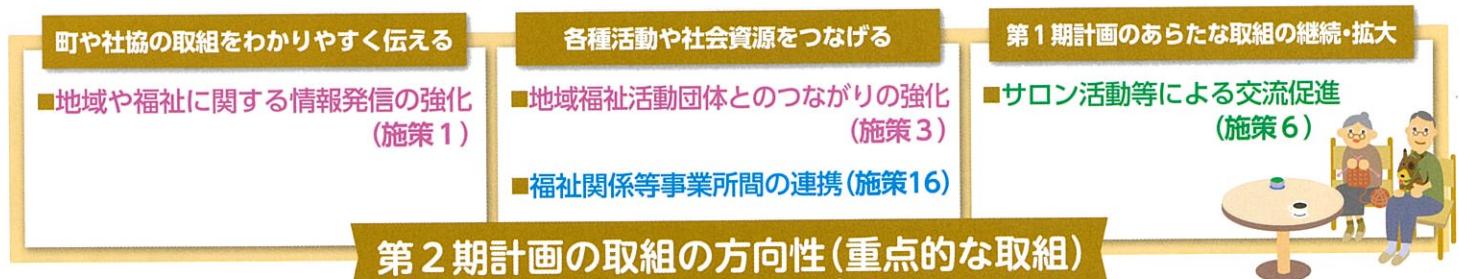
誰もが尊厳をもって自立した生活を送れるよう、適切な情報提供・相談体制を充実するとともに、ライフステージに応じた適切なサービス利用など、切れ目のない支援体制をつくります。

- 施策12 ▶ 各種サービスの適切な利用の促進
- 施策13 ▶ 生活支援サービスの充実
- 施策14 ▶ 権利擁護の推進
- 施策15 ▶ 自立に向けた支援体制の強化
- 施策16 ▶ 福祉関係等事業所間の連携

## 2 地域福祉推進の基本的な考え方

### 2. 第1期計画の新たな取組と第2期計画の方向性

本町では地域福祉を推進するため、第1期計画中に新たな事業に取り組みました。また地域福祉をより推進していくため、第2期計画の取組の方向性を示します。



#### これまでの取り組み 地域福祉推進のステップアップ



## 3

# 地域福祉の推進策(重点的な取組)



## 施策 1 地域や福祉に関する情報発信の強化

地域や福祉に関する情報提供を積極的に行うことで、支援や手助けを必要とする人だけでなく、町民一人ひとりが地域に対する関心をもつきっかけとなり、地域福祉の担い手となるよう意識の啓発を行います。

### ①各種媒体による広報・啓発

情報内容や伝え方の工夫を図りながら、広報・啓発活動を進めていきます。

施策・事業名	内 容	主 体
広報紙や ホームページ等の活用	伝えたい情報や対象とする世代に合わせた情報を広報紙・ホームページ・SNS等で発信し、情報提供に努めます。	町 社協
各種サロン活動等のPR	地域サロン活動について、社協だより、地域のサロンマップ作成等を通じて、地域住民へのさらなる周知を図ります。	社協
地域福祉活動見える化 プロジェクト	社協職員を地域の担当制とすることにより、地域の社会資源や課題を把握し、福祉活動マップ、パンフレット、ホームページ等により情報発信を行います。	町 社協

### ②催し物やイベントによる広報・啓発

地域福祉や健康づくりに関する催し物などを通じ、福祉への理解を広めていきます。



施策・事業名	内 容	主 体
地域福祉に関する催し	町内のボランティア活動や福祉団体、自治会の地域福祉活動等を「福祉バザー」等で紹介し、理解を広めていきます。	社協
健康づくりに関する催し	楽しみながら健康づくりにも関心がもてるように「運動・食事・こころの健康」をテーマに開催している「よしおか健康まつり」や「健康No.1講演会」等を通じて、健康づくりに関する意識を高めています。	町

### ③身近な福祉を知る各種講座等の開催

福祉サービスに関する講座等を通して、支援を必要とする人が身近にいることを知らせることで、誰もが地域福祉の担い手となるよう働きかけを行います。



施策・事業名	内 容	主 体
各種講座の活用	各種福祉制度などについて学ぶ機会として、県や教育機関が提供する講座情報を提供します。	町
地域福祉勉強会	地域福祉について学び、話し合う場を地域ごとに実施します。また、新型コロナ感染症防止の観点からWeb会議システム等を活用した勉強会や講座を検討しています。	社協
認知症に関する普及啓発	認知症に関する正しい知識を伝え、地域で支えあうために、広報紙・ホームページ等での周知や「認知症講演会」「認知症センター養成講座」を地域や企業、学校等と連携しながら実施し、センターの活躍の場を検討していきます。	社協 (委託)



### 3 地域福祉の推進策(重点的な取組)

#### 施策3 地域福祉活動団体とのつながりの強化

自治会や地域活動団体、ボランティア団体など、それぞれの地域課題に応じた活動をさらに推進していくために、各活動に対する支援を行うとともに、地域という共通の場で、情報交換をはじめとした地域福祉活動に関わる人や団体間での連携を強化します。



##### ①交流・情報交換の機会(福祉ネットワーク)の充実

高齢や障害などにより支援を要する方々への地域ぐるみのシステムを構築するため、町全体や各地域において地域のネットワークを構築します。

施策・事業名	内容	主体
地域福祉ネットワーク事業	社協職員を各地域の担当制とし、地域の様々な組織・人材・施設・事業所等の社会資源を活用し、高齢者や障害者など支援を必要とする人に対して、地域ぐるみの支援システムを構築していきます。	社協 町民
ボランティア連絡協議会の設立	ボランティア相互の交流、啓発、情報交換や連絡調整を図ることを目的としてボランティア連絡協議会を設立し、ボランティア活動の振興とその活性化を図っていきます。	社協
地域福祉活動団体見守り活動の促進	各地域福祉活動団体の連携をはじめ、ふだんの活動から見守り・安否確認ができる体制づくりを推進し、情報共有の構築等を強化していきます。	社協

#### 施策6 サロン活動等による交流促進

「一人暮らしの高齢者でも」「介護が必要になっても」「障害があっても」「子育て中でも」「家族の介護をしていても」、地域で生活をしている様々な人が、心地よさを感じる居場所づくりを促進します。



##### ①地域におけるサロン等の充実

地域福祉交流拠点施設(通称:よしおかROBAROBA)や地域の集会施設等を最大限に活用し、サロン等の集い・交流の場の充実を図ります。

施策・事業名	内容	主体
認知症カフェの推進・拡大	認知症があっても認知症でなくても、子どもから大人まで、誰もが交流できる居場所として、認知症サポーターの協力により実施する「元気になるカフェ」、また、認知症の方とその家族が、認知症や介護などの専門職や介護経験者の方と交流できる場である「22カフェ」の推進及び強化、拡大を図ります。	社協 町民
ふれあい・いきいきサロン推進事業(高齢者・子育て・共同)の拡大	町内の集会施設等で、地域住民や団体の協力のもと交流・軽運動等を楽しむ場所である「高齢者サロン」「子育てサロン」「世代を超えた共同サロン」の後方支援として、講師派遣や外出支援、職員の出前講座、代表者交流会等を実施しています。	社協 民児協 町民
子ども食育食堂	吉岡町学童クラブを利用してない小学校5・6年生を対象に、管理栄養士から食べ物について学びながら食事をする「こども食育食堂」を、夏休みに地域福祉交流拠点施設(通称:よしおかROBAROBA)で開催しています。	町



## 施策16 福祉関係等事業所間の連携

社会福祉法人は社会福祉法に基づき、地域における公益的な取組を実施する責務があり、特定の社会福祉事業の領域に収まることなく、様々な地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されます。



### ①福祉関係等事業所間の連携体制の構築

高齢、障害、児童など福祉の各分野の相談支援機関や事業所が連携を密にし、顔の見える関係を構築することで、分野横断的に適切な支援関係機関につなぎ、多機関の協働による包括的な支援体制を構築します。

施策・事業名	内 容	主 体
連絡協議会の設置を検討	地域の社会福祉法人をはじめ、福祉関係等事業所との連絡協議会を設置し、情報共有、連携事業、社会資源の開発を実施します。	社協
共同イベントの検討	福祉関係等事業所で協力し、福祉イベントの開催を検討します。	社協



### ②社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の促進

平成28年に社会福祉法の一部改正が行われ、社会福祉法人の新たな義務として「地域における公益的活動」や「地域公益事業（地域貢献活動）」が位置づけられました。社会貢献事業等との連携を強化し、多様化、複雑化する福祉ニーズの充足を図るとともに、多様な主体を巻き込んだ地域共生社会の実現を目指します。

施策・事業名	内 容	主 体
社会福祉法人の地域公益事業の推進	社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定を支援するとともに、地域公益事業のさらなる推進を図ります。	町 社協
企業による地域貢献事業の推進	民間企業による地域社会への協調・貢献を促進するため、企業自らが行う地域コミュニティイベントや文化、教育活動に対し、費用の一部を助成します。	町 社協

## 4 成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画（市町村計画）や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める地方再犯防止推進計画を包含するものです。

### 施策14 成年後見制度等の利用促進

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症等）により判断能力が十分でない人の保護を図りつつ、自己決定権の尊重ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。



### 施策15 再犯防止支援

犯罪をした人々の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。

更生保護、犯罪者の更生支援や犯罪の予防啓発については、保護司会と連携して取り組みます。

# 相談窓口電話番号一覧

保存版

## 障害者に関する相談窓口

### ● 渋川広域障害福祉なんでも相談室 ▶0279-30-0294

障害に関する悩み、障害福祉サービスについて、就労に関することなどの相談を行っています。

### ● 役場介護福祉課福祉室 ▶0279-26-2246

障害者・児福祉、補装具に関することなどの制度利用や相談を行っています。



## 健康に関する相談窓口

### ● 役場健康子育て課健康づくり室(吉岡町保健センター内) ▶0279-54-7744

各種検診・健康診査、予防接種、子どもの成長・発達・栄養・育児に関することなどの相談を行っています。

## 消費生活問題に関する相談窓口

### ● 渋川市消費生活センター ▶0279-22-2325

広域協定にて消費生活相談に関する相談を行っています。  
(開庁日に準ずる9:00~16:00)

## ボランティアに関する相談窓口

### ● 町社会福祉協議会 ▶0279-54-3930

ボランティア活動に関する相談や情報提供、保険加入等を行っています。

## 地域の民生委員・児童委員に相談したいとき

### ● 町社会福祉協議会 ▶0279-54-3930

お住まいの地域を担当する委員を紹介します。



## 高齢者に関する相談窓口

### ● 吉岡町地域包括支援センター ▶0279-54-4323

介護保険サービスをはじめ、福祉・医療・権利擁護の相談支援を行っています。

### ● 役場介護福祉課介護高齢室 ▶0279-26-2247

介護保険、高齢者福祉に関することなどの制度利用や相談を行っています。

## 子どもに関する相談窓口

### ● 役場健康子育て課子育て支援室(吉岡町保健センター内) ▶0279-26-2248

保育園・認定こども園、児童手当などの子育てに関する相談を行っています。

## 生活困窮に関する相談窓口

### ● 町社会福祉協議会 ▶0279-25-7790

お金や住まいに関する支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行っています。

### ● 役場介護福祉課福祉室 ▶0279-26-2246

生活保護制度に関する相談を行っています。(保護決定については、県が行います。)

## 防災・防犯に関する相談窓口

### ● 役場総務課安全安心室 ▶0279-26-2243

防災・防犯に関する相談窓口。

またメール配信により、情報を提供します。

配信を希望される方は、右のQRコードを読み取るか、  
[t-yoshioka@sg-m.jp](mailto:t-yoshioka@sg-m.jp)まで空メールを送信してください。



## 第2期 吉岡町地域福祉計画・吉岡町地域福祉活動計画【概要版】

発行:吉岡町 〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地 TEL:0279-54-3111(代表)  
吉岡町社会福祉協議会 〒370-3604 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1333番地4 TEL:0279-54-3930  
企画・編集:吉岡町 介護福祉課 福祉室/吉岡町社会福祉協議会

